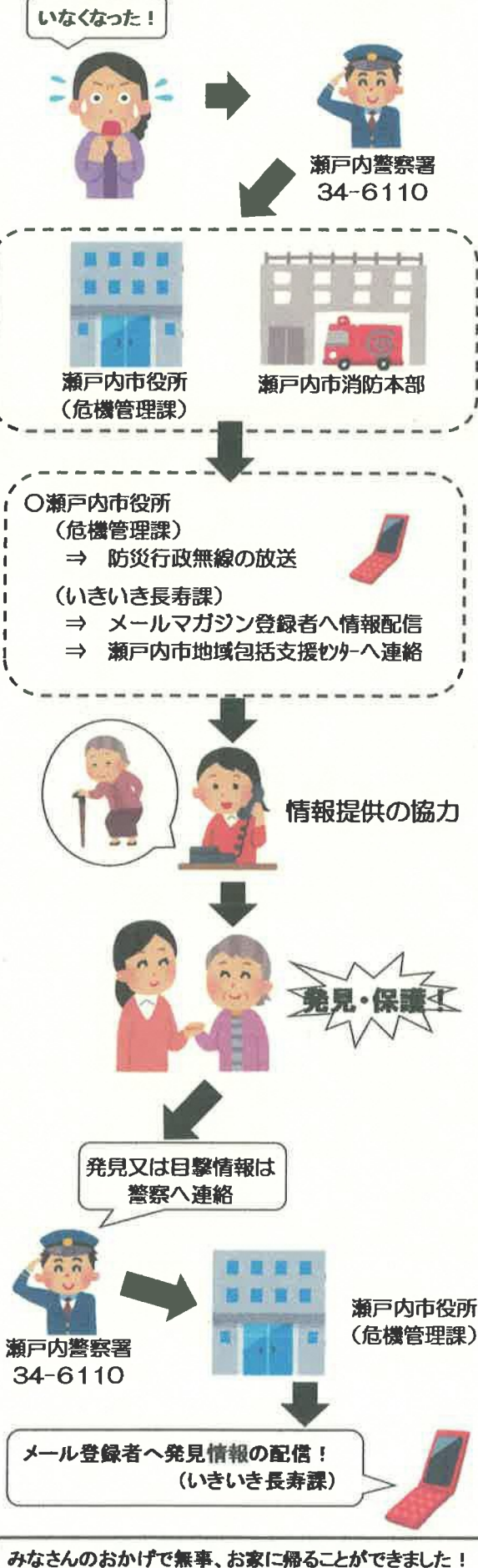


認知症になっても大丈夫！安心して暮らせる街にしませんか？

～瀬戸内市ひとり歩き高齢者見守り協力体制～

ひとり歩き高齢者見守り協力体制の流れ



事前登録
ご協力のお願い



認知症高齢者など行方不明になる可能性のある方の名前や特徴、写真などの情報をあらかじめ登録しておくことで、行方がわからなくなった時に早期の発見に役立つ取り組みです。

瀬戸内市ひとり歩き高齢者見守り協力体制とは

認知症等で、行方不明になる可能性のある方の情報を、市役所（いきいき長寿課）にあらかじめ登録しておき、実際に行方不明になった際に、警察だけでなく地域の協力団体等が協力して、できるだけ早く発見、保護できるようにする仕組みです。

また、登録をしておくことで、普段の見守りにも役立てることができます。

登録方法

届け出先：瀬戸内市役所（いきいき長寿課）

ご本人の写真、申請者の印鑑をご持参の上、事前登録票及び同意書にご記入いただき、登録を行います。

※詳しいことは、直接いきいき長寿課（26-5948）へお問い合わせください。

「いなくなった」と気づいたら…

すぐに瀬戸内警察署（34-6110）に連絡をしましょう！！

※日頃から、近所の方に声をかけておくことも大切です



<問い合わせ先>

瀬戸内市 保健福祉部 いきいき長寿課：瀬戸内市長船町土師 291
電話 0869-26-5948

瀬戸内市地域包括支援センター：瀬戸内市邑久町山田庄 862-1
電話 0869-24-0001